



安全安心社会研究ワーキングペーパー

WP-2008-001

2008年11月17日

「安全・安心」、「信頼」概念再考のために —社会的パースペクティブ—

三上 剛史*

mikami@kobe-u.ac.jp

要 約

本稿は、「安全・安心」と「信頼」の概念を社会的観点から再検討しようとするものである。リスク社会論では、一般的には「技術的安全と社会的信頼を通じた安心の確保」と言われる。だが、もう少し詳しくその内容を検討するならば、これらの概念の中身は曖昧である。中でも厄介なのは「信頼」である。

信頼の社会的概念は、U・ベックやN・ルーマン、及びその他の「リスク社会論」に言及する研究者によって研究されてきたが、リスク社会化の進行とともに、国民・住民の信頼を取り付け維持することは行政組織の重要課題となりつつある。だが、そのような合意の取り付けが真にリスクの回避に繋がるものであるかどうかについては、判断が分かれている。

これらの点を踏まえて、まず、安全と安心の概念的内容を吟味し、これを信頼論に繋げたい。G・ジンメルの古典的信頼概念と、リスク社会に伴って出てきたルーマンとギデンズの信頼論を比較対照し、信頼という概念の今日的意義とその位置づけについて再考したいと思う。はたして、信頼は信頼できるのか。

安全安心社会ワーキングペーパーは、安全安心なまちづくり政策研究群の研究成果を速報し、広く社会に問題提起するために公表しています。未定稿ですので、著者の承諾なく引用することはお控えください。また、本稿に示された意見はすべて著者個人のものであり、著者が所属する組織のものではないことにご注意ください。

財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

安全安心なまちづくり政策研究群

* 神戸大学大学院国際文化学研究科教授



Cluster for Safe and Secure Communities, Kobe, Japan

Working Paper-2008-01

November 17, 2008

Safety, Security and Trust in the Risk Society: Sociological Perspective and Theoretical Complement

Takeshi Mikami*

mikami@kobe-u.ac.jp

Abstract

The purpose of this paper is to reexamine the meaning of “trust” from the theoretical perspective of sociology. The sociological concept of trust in our “Risk Society” has been investigated by N. Luhmann, A. Giddens, and other authors who refer to the contemporary situation of the risk society.

In the vocabulary of the theory of risk society, they say that security should be guaranteed through technological safety and social trust. When we inquire in a little more detail, however, these concepts of “security, safety, and trust” are vague. “Trust” is particularly troublesome.

Though it is becoming an important problem for administrative organizations to attach and maintain the trust of people and residents with the advance of the risk society, judgment is divided as to whether or not the attachment of such agreement is what leads to risk evasion.

Based on these points, I would like to compare and contrast the classic trust concept of G. Simmel, and the theory of Luhmann and Giddens, which was released in connection with the risk society, and to reconsider the contemporary meaning and positioning of the concept of trust in this paper. In the end, is “trust” reliable?

* Professor, Graduate School of Intercultural Studies, Kobe University, Japan.

「安全・安心」、「信頼」概念再考のために —社会的パースペクティブ—

三上剛史

序

本報告は、様々な学問的・実践的分野で頻繁に使用されるようになった、「安全・安心」ならびに「信頼」の概念を再検討しようとするものである。それらはU・ベックやN・ルーマンのリスク社会論を契機として、またA・ギデンズの「ハイ・モダニティ」論などを参照しながら形作られてきた概念であり、リスク社会における政策立案などの場面で多用されている。

「安全・安心」については、ルーマンが『リスクの社会学』（Luhmann,1991）において、危険の反対概念は「安全」ではないという主張をして以来、社会的にはやや注意して用いねばならぬ言葉となったが、一般的には「安全・安心」という一对の言葉として、各方面で使用されている。各自治体がこぞって「安全・安心」を行政目標に掲げていることは周知の事実である（1）。

普通は「技術的安全と社会的信頼を通じた安心の確保」などという形で、で三つの概念が相互に関連づけられることが多い。ルーマンの『信頼』（Luhmann,1968）、ギデンズの一連の信頼論、R・パットナムのソーシャル・キャピタル論（Putnam,2000）、日本では『信頼の構造』（山岸、1998）などの影響を受けつつ、多少の混乱を含みつつも、使いやすい概念として、「安全・安心・信頼」が三点セットして浸透している。

しかしながら、少し突っ込んでその内容を検討し始めると、それらの概念の中身は曖昧である。中でも厄介なのは「信頼」である。リスク社会化の進行において、国民・住民の信頼を取り付け維持することは行政組織の重要課題となりつつあるが、そのような合意の取り付けが真にリスクの回避・軽減に繋がるものであるかどうかについては、判断が分かれる。

本報告では、なぜ「安全・安心」と「信頼」の概念が使用されねばならないのかという基本的な問いから入り、それらの時代的役割を確認した上で、信頼論の社会的系譜をG・ジンメル、ギデンズ、ルーマンに即して簡単に辿り、その後、信頼という概念の今日的意義とその位置づけについて再考したいと思う。はたして、信頼は信頼できるのだろうか。

I. リスク社会と「安全・安心」

「生産する人々の社会において、その構成員が遵守しなければならない基準が健康にあったとするならば、消費する人々の社会は、構成員にフィットネス (fitness) という理想を振りかざす」(Bauman,2000,p.77)。バウマンは『リキッド・モダニティ』の中で以下のように洞察している。

産業社会の「標準」概念は「標準」と「標準外」を峻別するのであり、健康とは、社会が割り当てた役割を継続して遂行できるだけの身体的・精神的状態を指している—それは大抵の場合「雇用可能であること」を意味していた。ところが「フィットネス」というのは、生活上の柔軟性と適合性があることであり、端的には、消費社会の中で充実した消費生活を楽しみ、かつ自己実現に向けて前向きに生きることのできる態勢そのものを指している。「健康が規範への執着であるとするならば、フィットネスは全ての規範を破棄し、確立した全ての基準を放棄することだと言えるかも知れない」(ibid.,p.78)。

ここで問題となるのは、フィットネスが客観的には測定不可能なものであり、健康と違って個人的な主観的経験に基づく、しかも「その増進に自然の終焉がない」ものであるという点にある。「流動的近代」においては、このように、健康基準を含むあらゆる基準が揺さぶられ流動化しつつある。そして場合によっては、健康の追求自体が病気の原因とさえなっている。

我々はこれにF・エヴァルドやR・カステル、N・ローズらの指摘も加えるべきであろう。今日の我々は、不確実性に対する態度としては「予防」(prévention)から「警戒」(précaution)のパラダイムへと変化した(Ewald,1996,p.410)。因果関係を特定することによって損害を最小限に抑え被害を補償する「予防」の戦略とは異なり、「警戒」は、予めあらゆる潜在的危険性を洗い出し、それらを排除することによって、危険を前もって処理してしまおうとする態度である。

疾病に限らず、あらゆるリスクに対して、それをリスク・ファクターの結合に置き換え、それらをいち早く発見しモニターしようとする「効率性に取り憑かれた思考様式」(Castel,1991,p.295)だという言い方もできる。今や「我々は、フレキシブルであること、いつも自分自身を向上させることを求められており、…絶えず健康をモニターすることと、終わることのないリスク・マネジメントに急ぎ立てられている」(Rose,2003,p.430)。

20世紀後半までの「産業社会」では、労働に基礎を置いた健康という概念が病気の対立項として存在し、健康は一定の普遍性を備えた基準として、また治療の終着点としてあった。これに対して、20世紀末から明確化した消費社会の構造は、正に消費の個別性と同様に、明確な基準を持たずしかもこれといった終着点のな

いフィットネスに取って代わられ、病気という状態ではなく、将来的な危険、しかも個人的な選択に関わる生活上の危険として「リスク」が不安の対象となる。現代人の生活にビルトインされた「終わりのないこと」(nonfinality)は、多くの緊張と不安を生み、そして、その不安が治療されることなはない (Bauman,2008,p.13)。

Ⅱ. 「安全」の喪失

上述した構造をより一般化して生活上のリスク全体に拡大して考えてみると、健康がフィットネスに置き換えられたのと同じ構造が<危険ーリスクー安全ー安心>という概念連鎖にも存在していることが分かる。

そもそも「リスク社会論」とは何なのかを、安全・安心との関わりで問い直してみると、ベックやルーマンに代表される一連のリスク社会論は、19世紀以降の国民国家（あるいは広い意味での福祉国家）が保証・保障してきた「安全」概念の「脱構築」だったと見ることができる。

「リスク社会」が意識される20世紀後半までの近代社会においては、一般的な意味での「危険」に対応した、一定の客観性と普遍性を備えた基準状態としての「安全」が想定されていたはずである。そしてこの安全を確保するために、近代的タイプの危険に対する様々な「手なづけ」が存在した— I・ハッキングの言葉を使うなら「偶然を飼いならす」ことである (Hacking,1990)。

ここでは、失業、労働災害などに代表される近代的タイプのリスク＝「産業-福祉国家的リスク」(Lau,1989)が、一定の計算可能性に基礎を置いた予測と保障の制度として、社会的に保証・保障されていた。自然災害や健康上のリスクもまた、同様にして、制度的に飼いならされ、手なづけられていた。

それゆえ、広い意味での危険は、社会的仕組みの中で安全と結び付けられ、基準状態とその逸脱形態として、社会的・科学技術的に処理できるものとして想定されていた。産業-福祉国家的リスクは、いわば近代国家の社会的な力によって一定の枠内に押さえ込まれていたとすることができよう。

ところがこの「安全」は、新たに登場したリスク社会論によって（ポスト構造主義的表現をするなら）「脱構築」されてしまった。ルーマンが「安全」をリスクの反対概念として捉えることを批判し、<安全/危険>に替えて<リスク/危険> (Risiko/Gefahr) という概念対を設定したとき、安全 (Sicherheit) という概念は何を失ったのか。

リスクという概念は、何らかの人為的選択によって将来的に降り掛かる損害を意味しているが、ルーマンの場合には、その損害が自らの選択によって引き起こ

される場合を「リスク」、他者の選択によって自分に損害が及ぶ場合を「危険」と再定義している。これは『リスクの社会学』を貫く視点であり、またリスク・アセスメントの場などを想定すれば、その区別自体は重要であるが、さしあたりは、そのようなリスクと危険の区別よりも、まずはそこに現れた「安全」の位置の変化に注目したい。

＜安全／危険＞が＜リスク／危険＞という対に変えられたとき、単に危険が二つに分けられた（自己選択によるリスク／他者から被る危険）だけではなく、もはや安全はないのだという基底的事実が明らかになっている。リスクという概念を導入して「安全」と対比するとき、それが意味しているのは「絶対的な安全は存在しない」ということであり、また「人が何かを決定するときにはリスクを避けることはできない」という事実である（ebd.,S.37）。

ベックはこれをもっと一般的な用語で、分かり易い現代社会論として提起しているが、『危険社会』（Beck,1986）で彼が主張していることを一言で要約するならば、それは、リスク社会には近代社会が保証していた制度的安全がもはや存在しなくなったということであり、これが科学技術から個人の日常生活にまで及ぶという状況の指摘である。ギデنزもその線上に居る。

「安全」が脱構築され、一般的危険が、選択的・再帰的・時間的概念としての「リスク」に置き換えられたとき、安全なき社会の不安を和らげる概念として「安心」が登場する。

安全が客観的・普遍的状态を表しているのに比べて、安心は主観的・個別のかつ状況主義的な可変性を持った概念である。病気という危険がリスクに変わり、健康という安全がフィットネスに変わったように、危険一般がリスクに置き換えられるのに伴って、安全は安心によって代替されることになった。

ただ、安心は消費における「満足」やフィットネスと同様に捉え処のない概念であり、言わばそれだけでは自分を支えることのできない頼りない主観的用語である。絶対的な安全—「大きな物語」としての安全—というものが喪失されてしまったことは分かっているが、安心というだけでは何に対する安心なのか分からない。そこで安全と安心を対にし「安全・安心」と言わざるを得ない。それがこの使いやすい言葉の構成であろう。そして次には、この安全・安心とリスクを媒介するものとして「信頼」の意義が高まらざるを得なくなる。

Ⅲ. 信頼論の構図

信頼という用語の意義はリスク社会状況を前にしてにわかに高まりつつあるが、元々は、G・ジンメルの古典的業績の中でその社会的意味が確認されていた概念

である。そこでまず、ジンメルの信頼論を概観し、ジンメルのどの部分がどのようにルーマンとギデンズに継承され、どこに新しい要素が加わったのかを検討しておきたい。

現在の信頼論のほとんどは、この三者のバリエーションであるが、その中でも、信頼の意義を強調してリスクと信頼とをセットで考えようとする視点は、ジンメルを「再帰的」・「後期近代」風に読み替えたギデンズの立場と大同小異である。ギデンズの主体論的な理想主義は耳触りがよく、一見、リスク社会に希望を与えているようにも見えるが、それ自体が大きなリスクであることへの再帰的考察が欠けている。

(i) ジンメルの枠組み

ジンメルの信頼論は、『貨幣の哲学』(Simmel,1900)、『社会学』(Simmel,1908)などの著作で論じられているが、“Glaube、Vertrauen”(信頼、信仰)という二つの言葉が使用されている。それぞれ英語では“belief”、“trust”に対応するが、ジンメルにおける両者の用法を厳密に規定することは難しい。ここでは、ジンメルの「信頼」には二つの言葉に対応し、“Glaube”はより宗教的な信仰に近いニュアンスを持ち、世俗的意味での人間と社会に対する信頼“Vertrauen”も、その根底に“Glaube”の契機があってこそ成り立ち得るのだという意味合いを汲み取っておきたい。

ジンメルの信頼論には信仰と信頼という、連続してはいるが区別もされねばならない二種類の契機が含まれていることが分かるが、もう一つ、重要な両面性がある。それは「知識」と「無知」に関わるものである。

大著『社会学』の「秘密と秘密結社」と題する章において、ジンメルは信頼のアンビバレンスを指摘している。我々の相互作用は、実は、相手に対する相互的な知識と、そして「無知」(Nichtwissen)とを前提として成り立っている。相手について何も知らなければそもそも関係を結ぶことなどできないが、しかし「知識は関係を積極的に条件づけるが、…関係はまた同じようにある程度の無知をも前提とするのである」(Simmel,1908,S.391)。我々は相手について知らないことがあるからこそコミュニケーションをとろうとするのである。

そこで、知と無知とを架橋するものとして信頼が要請される。「信頼は…仮説としての、人間についての知識と無知との中間状態なのである。完全に知っている者は信頼する必要はないし、完全に全く知らない者は、当然のことであるが、信頼することなどできない」(ibid.,S.393)。

要約するならば、ジンメルの「信頼」は、宗教的信仰において純粋な形で現れ、信仰という契機をベースとして人間に対しても現れる関係としての(信仰的)信

頼と、知と無知の中間状態に位置する媒介的社会関係としての信頼という、二つの軸を持っていると言うことができる。

近代社会の形成と共にその意義が高まりつつあった信頼は、信仰と信頼という（日常言語的には異なった印象を与える）概念的二重性を保持しながら、知と無知との中間項としてその社会的機能を果たす役割を与えられた。

もはや信仰によって社会を支えることはできないが、しかし、それをベースとした信頼という社会関係は、正に貨幣がそうであるように、新たな近代的相互作用を開き発展させる可能性を持っている。そして、それは大都市特有の人間関係であるストレンジャー同士の、知と無知との狭間において展開するのであるということが、ジンメルが信頼に期待した時代的意味であったと言えよう。

（ii）ギデنزによる更新

ジンメルによって開拓された信頼論の基本的枠組みは、ギデنزにおいては＜信仰／信頼＞という二重性をより強く引き継ぐ形で利用されている。

ギデنزは主に『近代とはいかなる時代か？』（Giddens,1990）で信頼論にページを割いている。ギデنزは今日の信頼論の典型として参照されることが多く、「専門家システム」（「抽象的システム」）に対する信頼という概念や、E・H・エリクソンなどの心理学的研究への依拠によって導かれる「存在論的安心」、「基本的信頼」などの用語によって知られている。

近代化に伴い「人格的信頼」に替わって「抽象的システム」への信頼が重要性を増すことになるが、信頼というものを個人のアイデンティティ形成の原点から問い直しつつ、それを存在論的安心と基本的信頼の延長線上に置いて、今日では非人格的なシステムに対する信頼が要請されると同時に、人格的存在に対する信頼もまた自らの前向きな獲得に委ねられることになる（「親密性の変容」というものである）。

人格形成における心的要因の重視に傾いたギデنزの信頼論は、ジンメルの＜信仰／信頼＞図式を拡張し、彼の言う「後期近代」に合わせて変容させられたものとなっている。

だが、ギデنز信頼論の本当の特性は、むしろごく簡単にしか触れられていないルーマン批判に最も特徴的に現れている。ルーマンは信頼と「確信」を切り離して、「慣れ親しんだ物事が存在し続けるであろうという、自明性（taken-for-granted）に関わる態度である確信（confidence）と…近代になって登場したに過ぎない、特にリスクとの関わりにおいて理解されるべき信頼（trust）」とははっきりと区別しているが、それは正しくないと言うのである（Giddens,1990,p.30f.）。

ギデンズにおいて信頼は「人間やシステムを頼りにすることができるという確信」として定義され、そこでの確信は、他者の誠実さや愛、あるいは抽象的原理（専門技術的知識）への「信仰」(faith) を表現していると言う (ibid.,p.34)。それゆえ、信頼は確信から区別されるものではなく、むしろ「特定タイプの確信」なのである。

ギデンズにおいて、(ジンメル同様に) 信頼は信仰と同じではないが、信仰に由来するものである。信頼は正確には「信仰と確信を結び付けるもの」なのである。

もちろんギデンズも、現代においてはかつてのような人格的信頼関係が困難であることは了解しており、その意味でも、現代信頼論を代表する理論タイプとなっている。信頼の働きに信頼を寄せ、人間と社会に対する根底的信頼感を信ずることで、「後期近代」という新しいタイプの社会の形成に寄与しようとする。だからこそ、多方面からの心情的支持を得ているが、ここには、ジンメルが抑え気味に語った信仰と信頼の狭間が、明るい陽光でかき消されているようにも見える。もちろんそれは、安心と信頼を社会運営の基礎に据え、リスク社会に前向きに取り組むための一つの処方箋ではある。

(iii) ルーマンの図式

ルーマンの場合には先述のギデンズとの比較で言えば、<信仰／信頼>の二重性よりも、<知識／無知>のアンビバレンスが強く引き継がれている。ルーマンは信頼の機能を「複雑性の縮減」という観点から再検討し、日常的な慣れ「親しみ」(Vertrautheit)と、リスクを賭した「信頼」(Vertrauen)とを区別し、「人格的信頼」と「システム信頼」の違いとその近代的特性に留意しつつ、前者から後者への重点の移行と近代化とを重ね合わせる。現在と未来を結ぶ「将来に向けられた」時間的な複雑性縮減メカニズムとして、信頼の現代的役割を検討している。

信頼は「リスクのある先行投資」である (Luhmann,1968,S.27)。信頼は「複雑性縮減を通して、信頼なしにはありそうもなく、また魅力がないままに留まったであろう行為の可能性を開く」のである (ibid.,S.30)。

信頼は慣れ「親しみ」と出来事の予測との中間的位置を占めており、「内的に保証された確かさで情報不足を補いつつ、利用可能な情報を過剰に利用し、行動予期を一般化することによって、社会的複雑性を縮減している」(ibid.,S.126)。

ここで特に注目したいのは、ルーマンが信頼におけるシステムの合理性を<信頼／不信>という選択肢において捉え、信頼と不信の両面から複雑性縮減の問題を考えようとしていたということ、及び、そのルーマンが次第にリスク社会における信頼の機能に対して懐疑的になっていったということの二点である。

リスク社会との関わりにおいて、信頼の時間性は特に重要である。我々は判断の基礎となる情報の全てを知ることにはできないがゆえに、未来において出来るであろう他者の行為やシステムの振る舞いを、現在におけるその他者への人格的信頼やシステム信頼によって処理することになる。これによって我々は、不確定性を潜在的に抱えてはいるが、どうなるのか分からない未来を生きるという過剰な複雑性からは逃れることができる。

ただし、いつも信頼すればよいという訳ではない。「信頼することが適切な場合もあれば、不信を抱くことが適切な場合もある」(ebd.,S.112)。不信もまた信頼と同じく、社会的複雑性縮減に寄与するのである。

それゆえに我々は、社会的な複雑性を<信頼／不信>という「構造化された二つの選択肢へと二元図式化する」(ebd.,S.118)。一般には信頼が原則で、不信はあくまでも例外であるべきだされがちだが、システムにとっての合理性という観点から見ると、信頼と不信は相互に高め合うことができるのだとルーマンは考えている。

信頼を構成する「知識と無知」の同時存在というジンメルのアンビバレンスは、複雑性縮減における「信頼と不信」のそれに置き換えられている。ルーマンにおいて、信頼と不信が共に存在し得ることがシステムにとって合理的なのであるが、『信頼』を書いた時点では、あくまでも信頼の積極的意義を高く買っているようで、「不信の戦略」はその情緒性のために先入見に囚われ、学習可能性を奪ってしまうとして、信頼の方が「心理的にもっと容易な方法である」としている。

だが、リスク社会の現実が明らかになるに従って、ルーマンは信頼に疑いをもち始めたようである。果たして、信頼は信頼できるのか。<信頼／不信>の二元図式はいつも信頼にプライオリティがあるような仕方で構造化されており、それゆえにギデنزも信頼を信頼するのであり、ジンメルもアンビバレンスを意識しながらも信頼の可能性に期待していた。ルーマンもあるていどはそうであったはずだが、リスク社会に広がる「無知」の深淵は、安易なリスク・コミュニケーションと信頼形成に不信を抱かせることになる。

IV. リスク社会の信頼

「専門家やテクノロジー、他者の約束や慎重さへの信頼は、次第に消えつつある。そのような信頼は、(自らリスクを賭する)リスクのパースペクティブと、(それによって影響を蒙る)危険のパースペクティブとの差異がもたらす不公平さによって、破壊される。そしてなるほど、危険が自然の出来事ではなく、…他者の決定に起因すればするほどそうなのである」(Luhmann,1991,S.123)。

全般的リスク社会化によって、あるいはベックの言う「リスクの個人化」も手伝って、我々の日常には様々なリスク・コミュニケーションが入り込むようになってきているが、決定と被害に関係する社会的・個人的主体の多様性は、リスク・コミュニケーションに際して単に誰かを、ある時点で、信頼すれば済むという訳にはゆかなくしている。

ここでルーマンが指摘する、意味の「時間的次元」(Zeitdimension)と「社会的次元」(Sozialdimension)の区別について触れておく必要がある。

この区別について、ルーマンは色々な著作で言及しているが、ここでの論点に引き付けて理解するならば、意味の時間的次元とは、ある事柄が将来的にどのような形をとるかという予測・予期に関わるものであり、これに対して社会的次元とは、あることを人々がどのように受け止め判断するかという合意に関わる問題である。

「リスク」という言葉は、これまでの(近代)社会に受け入れられていた「危険」と「安全」の概念に備わっていた二つの次元を分化させた。危険は将来的な「リスク」となり、また、特にルーマンの立論では、自ら負担するものにとっての「リスク」と被害者の「危険」に分化する。

前者は時間的次元、後者は社会的次元である。リスク論は一般にこの二つの次元が混合する形で形成されており、ベックにおいても前者は不確実性一般に関わり、後者の観点は「サブ・政治」、「不安による連帯」などの概念を生んでいる。そして「再帰性」(reflexivity)は両方の次元にまたがっている。

機能分化が進んでそれぞれに独自の仕方で作動する(経済、政治、法、科学などの)システムが自立した社会では「無知」あるいは「不知」(他者やシステムを知り得ないこと)の壁は高まらざるを得ない。出来事の予測や他者の行動予期はいっそう困難になりつつあるが、それゆえに安易な信頼は危険である。

ルーマンは『信頼』で展開した信頼の社会的機能を否定している訳ではないが、このような状況に鑑みると、信頼は知と無知との混合物であり、不信と信頼から成り立っているという、ジンメルからルーマンを経て定式化された図式が改めて確認されなければならないだろう。

だが、不信に彩られた「不信の戦略」が社会的には非生産的だとしたら、我々はどのようにして信頼と不信との割合を決めることができるだろうか。今日のようなリスク社会においては、他者を(システム信頼、人格的信頼の両方を含めて)信頼するにしても、あるいは信頼しないにしても、どちらにしても心理的には負担である。

かつてルーマンは、不信よりも信頼の方が心理的に負担が少なく、したがって<信頼/不信>の二元図式においては信頼にプライオリティがあると考えていた

し、ギデンズはよりいっそうその傾向が強いが、今日もなおこの二元図式と信頼のプライオリティを採用することができるだろうか。

もしかすると、今の社会はもうどこかで「信頼」や「不信」そのものを当てにしなくなっているのかも知れない。次項ではこの点について試論的に考察してみたい。

V. 信頼と監視

『信頼』の中でルーマンは、今日の世界は倫理的な行為原則を認めるにはあまりに複雑化しており、倫理的な思考様式を信頼問題にまで適用すべきかどうかは怪しくなっていると語っている (Luhmann,1968,S.114)。その後、幾つかの道徳論的考察を経て、ルーマンが道徳による統合を「断念」すべきだと考えたことはよく知られている。

では、現代社会は道徳に替えて何によって社会を統合しているのか。もはや「統合」という言葉を使用することすら困難だが、皮肉にも、秩序維持に大きく貢献しているものの一つが「監視」である。

個々人の内面的主体性を道徳的に確立させ、これによって秩序を維持する「規律訓練型権力」は、個人の外面的行動をモニターする「監視」という新しい統治のテクノロジーに置き換えられつつある。もちろん監視だけで社会が成り立っている訳ではなく、人格的信頼とシステム信頼も寄与しているはずである。しかし、それらは今やこれまで考えられていたような意味での信頼ではなくなりつつある。

問題なく日常生活が動いている内は、我々はシステムの合理性に保護されて無自覚的にシステム信頼の中で生きている。受身で受動的なシステム信頼である。しかしながら、一旦リスクが意識されると、システム信頼はそれぞれの主題ごとに「リスク」化し不安を生んでゆく。

一方、人格的信頼は私事化し、自分にとって重要な他者である人々との「親密圏」獲得・再獲得には努力しても、一般のストレンジャーには無関心である。リスク社会で問題となる信頼は、主としてシステム信頼に関わる側面であって、私事化した人格的信頼についてはそこでの主たるテーマとはならない。人格的信頼はむしろ自由の領域に委ねられると言ってもよかろう。システム信頼はリスク化し、人格的信頼は私事化している。

ここに至って、信頼は道徳と似たような運命を辿りつつある。別の言い方をすれば、信頼は外見上<監視と不信>に分岐しつつあり、とりわけ監視に依存する度合いが高くなっている。もちろん信頼が消滅した訳ではないが、私事的領域以外のシステム信頼は受動的で、それが上手く行っている間は意識されない。信頼

が意識されるのは、リスクへの不安と不信が芽生えたときである。

個々人の道徳性や社会道徳を当てにすることの難しさは、監視のテクノロジーによって、いわば道徳を迂回する形で負担免除されている。監視は、相手の内面を意識しなくてよいという心理的負担の軽減を可能にする側面を持っている。監視は信頼のそもそもの基本的構造であった「二重性」と「アンビバレンス」を迂回している。監視はマイナスの印象を伴っているが、リスクをモニターし続けるという処理の仕方は、「信仰」の危うさと「無知」の限界をやり過ぎ、「不信」の心理的負担を回避することを可能にする。皮肉な成り行きである。

もちろんその場合にも、誰が監視するのか、監視の監視は誰が行うのかという問題が残る。また、どこまで監視すれば監視したことになるのかという程度の問題も解決されはしない。また、監視のゆき過ぎは信頼が機能すべき領域を枯渇させてしまう危険もある。

監視の功罪については、R・カステル＝D・ライアンらを初めとして、いわゆる「監視社会論」の中で様々な論点が交錯しているが(2)、一方では、「ユビキタス」社会に情報論的可能性を見いだそうという観点もある。監視を見る視点がこのように分裂していることが、正に、現代においては「信頼」が危ういバランスの上にしか成り立たないことを示しているのではないか。

システム信頼を欠かすことのできない機能分化した今日の社会に必要なのは、リスクに対応し不安を抑えるための安直な信頼を作り出すことや、不信を「合意の工学」で隠蔽することではない。システム信頼を可能にするための監視、あるいは監視という言葉が不適當ならば、＜システムのモニター＞とチェックを制度化することが求められるはずである。モニターの担い手は、行政機関やNGO、消費者団体、住民組織などのコラボレーションによらねばならないだろう。初期の基準作りの段階から、ステークホルダーによって担われるリスク・モニターと監視というものが、「ユビキタス社会」の柱の一つとなることもできるはずである。

〔注〕

(1)「安全・安心」という対句は日本におけるリスク論の特性であるという指摘があるが(石原、2007)、この場合の安全・安心は“safe and secure”であって、この用語自体は英語圏のリスク論にしばしば登場する。これに対して、例えば山岸(山岸、1998)が言うような意味での「社会的不確実性が存在していないと感ずること」としての「安心」は“assurance”である。この辺りに安心論の用語上の不統一と混乱が伺えるが、本稿では、社会的不確実性の下で機能する信頼を主として問題とする。

更に、「(これまでの) 日本=安心社会、アメリカ=信頼社会」という分け方からも距離を取っておきたい。また、「信頼は信頼できるのか」どうかを再検討しようとする本稿の目的からすれば、<安心に基づく社会から信頼に基づく社会へ>という移項図式にも一定の留保が必要である。

(2) 情報化に伴う監視のリスクについては〔山口、2007〕が分かりやすい。

引用文献

引用訳文は全て原典からの訳出であるが、適宜、代表的翻訳文献も参照した。

Bauman,Z.,2000 : *Liquid Modernity* Polity Press, 森田典正訳『リキッド・モダニティ』、大月書店、2001年

Bauman,Z.,2008 : *Does Ethics Have a Chance in a World of Consumers?* Harvard Univ. Press.

Beck,U.,1986 : *Risikogesellschaft*, Suhrkamp. 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』、法政大学出版局、1998年

Castel,R.,1991 : *From Dangerousness to Risk*, Burchell,G./Gordon,C./Miller,P. (eds.), *The Foucault Effect*, Harvester Wheatsheaf.

Ewald,F.,1986 : *L'État providence*, Bernard Grasset

Giddens,A.,1990 : *The Consequence of Modernity*, Polity Press. 松尾精文・小幡正敏訳

『近代とはいかなる時代か?』、而立書房、1993年

Hacking,I.,1990 : *The Taming of Chance*, Cambridge Univ. Press. 石原英樹・重田園江訳『偶然を飼いならす』、木鐸社、1999年

Luhmann,N.,1968 : *Vertrauen*, 4.Auflag.,Lucius und Lucius.2000. 大庭 健・正村俊之訳『信頼』、勁草書房、1990年

Luhmann,N., 1991 : *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter.

Putnam,R.D.,2000 : *Bowling Alone*, Simon & Schuster. 柴内康文訳『孤独なボウリング』、柏書房、2006年

Rose,N.,2003 : *The Neurochemical Self and Its Anomalies*, Ericson,R.V./Doyle,A. (eds.), *Risk and Morality*, Univ. of Toronto Press.

Simmel,G.,1900 : *Philosophie des Geldes*, Rammstedt,O.,(Hg.) Gesamtausgabe/Georg Simmel Bd.6, Suhrkamp,1989. 元浜・居安・向井訳『貨幣の哲学』(ジンメル著作集2・3)、白水社、1994年

Simmel,G.,1908 : *Soziologie*, Rammstedt,O.,(Hg.) Gesamtausgabe/Georg Simmel Bd.2,
Suhrkamp,1992. 居安 正訳『社会学』(上)、白水社、1994年

石原孝二、2007 : 「リスク分析と社会」、『思想』No.963

山岸俊男、1998 : 『信頼の構造』、東京大学出版会

山口節郎、2007 : 「情報化とリスク」、今田高俊編『リスク学入門4 社会生活か
ら見たリスク』、東大出版会